

「緊急銃猟」実施マニュアル

令和8年4月

加西市産業部

農政課

目次

1 趣旨	P 1
2 緊急銃猟に備えた平時における事前準備	
(1) 対応体制の確保	
① 緊急銃猟を実施する際の役割分担	P 1
② 緊急銃猟を実施する者の要件	P 1
③ 緊急銃猟を実施する際の対応体系図	P 2
(2) 備品等の確保	P 3
(3) 保険の加入	P 3
3 緊急銃猟の実施	
(1) 通報時の対応	P 4
(2) 注意喚起	P 4
(3) 緊急銃猟による捕獲等の選択可否に係る判断	P 4
(4) 兵庫県への応援要請	P 4
(5) 隣接市町との連携	P 4
(6) 警察との連携	P 5
(7) 安全を確保するための措置の実施・銃猟の準備	P 6
(8) 緊急銃猟時の確認チェックリスト	P 7
【別添】	
・啓発チラシ（ツキノワグマ）	P 8・P 9
・啓発チラシ（イノシシ）	P 10・P 11
・危険鳥獣出現による「緊急銃猟」実施までの流れ【事例】	P 12
・鳥獣保護管理法の一部改正【緊急銃猟関連（抜粋）】	P 13
・関係法令（抜粋）	P 14
・加西市危険鳥獣対策本部設置要綱	P 15・P 16
参考	
・緊急銃猟ガイドライン（簡易版）	P 17～P 24

注：本マニュアルに記載のない事項については、環境省の「緊急銃猟ガイドライン」による。

1 趣旨

このマニュアルは、ツキノワグマ・イノシシ（以下「危険鳥獣」という。）が、人の日常生活圏に侵入している又は侵入するおそれ大きいことを把握し、かつ当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認められ、銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合において本市が実施する「緊急銃猟」※1の手順等を示すものとする。（※1 鳥獣保護管理法（以下「法」という。）第34条の2第1項の「緊急銃猟」をいう。）

2 緊急銃猟に備えた平時における事前準備

(1) 対応体制の確保

緊急銃猟を適切に実施するために、事前に必要な役割分担を整理した上で、捕獲関係者も含めた役割をあらかじめ特定し、緊急時に的確かつ迅速に対応できる体制を整備する。

① 緊急銃猟を実施する際の役割分担

役割	対応者	内容
捕獲者及びサポートする者	法第34条の2第3項の要件を満たす者※2	実際に緊急銃猟を実施する射手等（猟友会加西支部の会員の中から「緊急銃猟」を実施する際の法的要件を満たす者をリストアップする。）
緊急銃猟実施の判断、実施の指示	加西市危険鳥獣対策本部員等	市長を本部長とする「加西市危険鳥獣対策本部」※3を組織して判断・指示をする。
通行制限を行う者		警察と連携して通行禁止・制限を行う。
住民への避難を呼びかける者		戸別訪問、防災無線、かさいライフナビ、広報車等により避難を呼びかける。
緊急銃猟の様子を記録する者		捕獲者等の対応内容を事後に証明できるようにビデオカメラ等で撮影して記録する。
場所の管理者・地権者との調整を行う者		緊急銃猟や土地への立入の際に、場所の管理者・地権者の許可を取る等の調整を行う。
広報を行う者		ライフナビ等への掲載、報道機関対応を行う。
原状回復を行う者		捕獲個体の処分を含む原状回復を行う。

※2 狩猟免許を受けた者で、適正に緊急銃猟を実施するために必要な経験、技能及び知識を有する者として政令で定める要件を備える者

※3 「加西市危険鳥獣対策本部設置要綱」（別添P15・16）参照

② 緊急銃猟を実施する者の要件

ア 次に掲げる銃器を使用することにより緊急銃猟を実施する者が、それぞれ次に定める狩猟免許を受けた者であること。

- ・装薬銃 第一種銃猟免許
- ・空気銃 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許

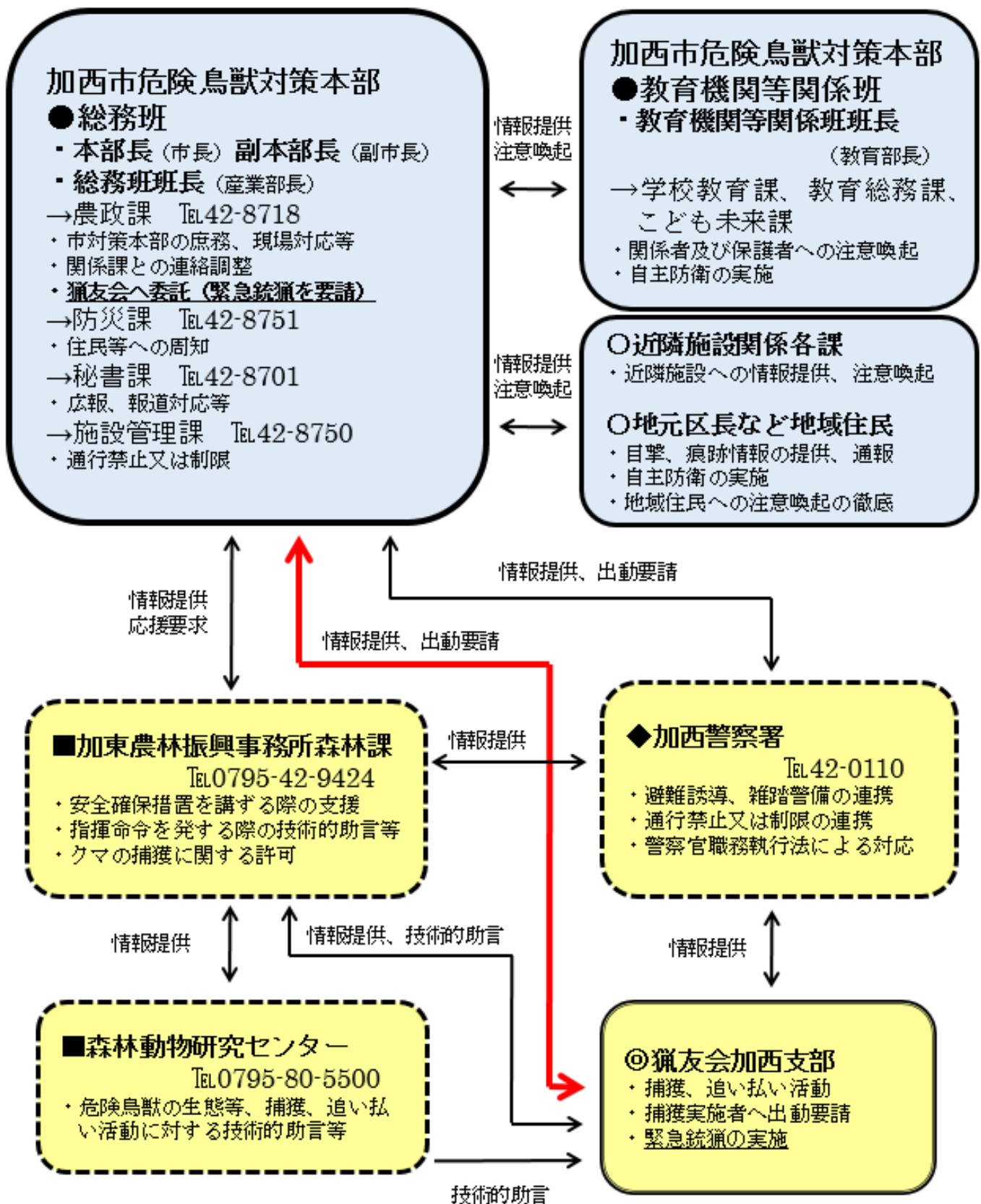
イ 過去1年以内に、銃器による射撃を2回以上した者であること。

ウ 過去3年以内に、緊急銃猟実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、危険鳥獣又はニホンジカの捕獲等をした経験を有する者であること。

エ (略) *夜間時に緊急銃猟を実施する者の要件は、別添P13「鳥獣保護管理法の一部改正」を参照







③ 緊急銃猟を実施する際の対応体系図

本部長（市長）、副本部長（副市長）、総務班長（産業部長）は、対策本部で指示等



(2) 備品等の確保

ヘルメット、盾、クマ撃退スプレー、無線機等の連絡手段装備などを事前に用意しておく。連絡手段については、捕獲関係者間で必要な情報共有や、複数の捕獲者が連絡を取りながら安全かつ確実な捕獲を行うため、無線機の配備を基本とする。また、建物内では危険鳥獣の攻撃を受けるリスクを想定して、ヘルメット・盾・プロテクター等を装着する。

備品の種類	説明	
ヘルメット	頭部を危険鳥獣の攻撃から防御	
盾	危険鳥獣からの攻撃を回避 建物内で発砲する際は特に銃弾が捕獲関係者等に当たるリスク回避	
クマ撃退スプレー	危険鳥獣が向かってきた際に噴射	
クマ捕獲用ドラム缶檻	建物内及び屋外で発砲が困難な場合の捕獲用	
防災無線機（デジタル簡易無線）	現地での連絡調整に使用	
緊急銃猟を行う捕獲者の証票	「加西市」の記載があるビブス * 法第34条の2第4項により、身分を示す証票を携帯させる。	
緊急銃猟のための土地の立入り等の証票	* 法第34条の3第2項により、身分を示す証票を携帯させる。	
緊急銃猟時の確認チェックリスト ※4	鳥獣保護管理法に定める法令上の緊急銃猟の条件等をチェックリストにして、緊急銃猟実施の可否判断の際に用いる。	
公用車2台（スピーカー付含）	移動のほか、通行制限の開始地点を明示及び広報啓発するために使用	
軽トラック	緊急銃猟を実施する際にトラックの荷台から撃ち下ろす場合や、捕獲個体を搬出するために使用	
土嚢	バックストップを補強等する場合に使用	
投光器等の照明器具（発電機等）	夜間時の緊急銃猟、明け方までの現場保全に使用	
原状回復に必要な道具類	ブルーシート、清掃用具、水入りポリタンク、ホース等の原状回復に必要な道具類	
拡声器	住民避難、通行制限時に使用	

※4 「緊急銃猟時の確認チェックリスト」(3(8)P7) 参照

(3) 保険の加入

緊急銃猟に伴う人身事故や物損に備え、あらかじめ損失補償対応の保険に加入しておく。

- ・ 人身事故は、全国市長会の「市民総合賠償補償保険」で対応
- ・ 物損は、東京海上日動火災保険㈱が創設した「緊急銃猟時補償費用保険」で対応

3 緊急銃猟の実施

「緊急銃猟」の実施にあたっては、市街地での発砲の可否、通行禁止・制限、住民の避難等極めて重い判断を求められることから、市民等の安全確保を第一に、法令及び環境省の「緊急銃猟ガイドライン」に従って想定される手順等を次のとおり示す。

(1) 通報時の対応

危険鳥獣の出現に関する一報が寄せられた際は、**危険鳥獣の種類、出現場所、頭数、被害の有無及び現在の動向(日常生活圏への侵入状況や逃走方向)**など、緊急銃猟の可否判断に不可欠な情報を適切に聴取する（警察が第一報を受けた場合には、警察からの聴取を実施し、必要に応じて目撃者等から再聴取を行う。また、警察から休日夜間に第一報を受ける場合の連絡窓口は本庁宿直室とする。）。

(2) 注意喚起

人の日常生活圏に危険鳥獣が出現した場合は、地域住民等に対する注意喚起が必要となるため、緊急性に応じて次の手法で実施する。

- ・戸別訪問（別添啓発チラシ（P8～11 参照）を配付）、広報車で巡回
- ・自治会への連絡（自治会放送）、学校・園・福祉施設等への周知、看板の設置等
- ・防災無線、ひょうご防犯ネット、かさいライフナビ等

《参考》周知文例

「令和〇年〇月〇日（〇）〇時頃より、〇〇町の〇〇交差点周辺において、クマの捕獲を実施するため通行制限を行います。クマ及び銃弾による危険がありますので、〇〇交差点付近に近づかないようお願いします。」

(3) 緊急銃猟による捕獲等の選択可否に係る判断

緊急銃猟が可能な条件（法第34条の2第1項）

- ・危険鳥獣が人の日常生活圏^{※5}に侵入し、
- ・危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要で、
- ・銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、
- ・避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合

* 上記4条件に該当するか否かについては、現場対応班の責任者が無線又は電話若しくは映像等を用いて対策本部に正確に伝達し、緊急銃猟実施の可否は本部長が最終判断する。

※⁵ 人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲を示す。（住居、学校、園、公園、公民館、道路、商業施設、事業所、農地、農業用倉庫、障害者福祉施設、高齢者関連施設、スポーツ関連施設、鉄道、自動車等）

(4) 兵庫県への応援要請

法第34条の5第1項に基づき、市長は知事に応援を求めることができる。

応援に従事する県職員は市長の指揮の下に行動することとなるが、基本的には安全確保措置を講ずる際の支援や指揮命令を発する際の技術的助言を求めることとする。

応援の要請にあたっては、応援職員の役割、期間及び人数の把握、必要な資機材等の準備、移動手段の確保、宿泊場所の斡旋、隣接市町との調整等、事前に県と協議しておく。

(5) 隣接市町との連携

危険鳥獣の出現場所、通行禁止又は制限の範囲及び住民避難の対象に隣接市町が含まれる場合には、環境省の「緊急銃猟ガイドライン」により県・隣接市町と連携して対応する。

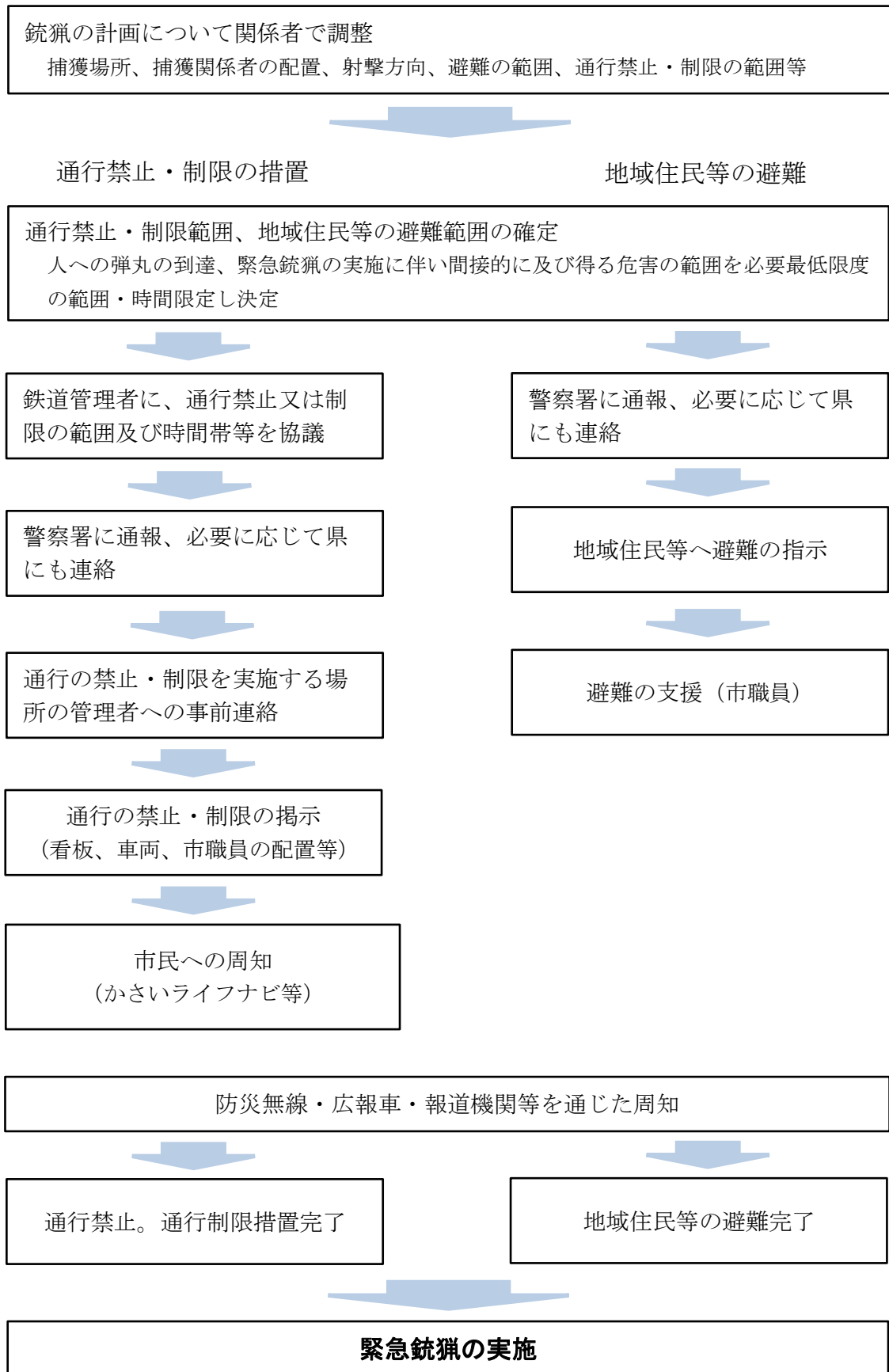
(6) 警察との連携

緊急銃猟実施に伴い通行禁止又は制限を行う場合には、交通規制権限を有する加西警察署との連携が重要となる。また、通行禁止又は制限を行うには事前に加西警察署に通報しなければならないことから、加西警察署に通報の手順等を確認しておく。

* 緊急銃猟と警察官職務執行法の適用が想定されるケース

法第34条の2（緊急銃猟）	警察官職務執行法第4条（避難等の措置）
危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入した場合で、安全確保等の措置を講ずることにより、地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合	危険鳥獣が人里に出現して現実・具体的に危険が生じ、特に急を要する場合

(7) 安全を確保するための措置の実施・銃猟の準備



(8) 緊急銃猟時の確認チェックリスト

条文等	条 件	✓
人の日常生活圏への侵入 (法第 34 条の 2)	銃猟を実施する場合は、人の日常生活圏 ^{※5} であるか	
危険鳥獣による人の生命 または身体に対する危害 を防止する措置が緊急に 必要 (法第 34 条の 2)	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を 防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか	
銃猟以外の方法では的確 かつ迅速に危険鳥獣の捕 獲等を行うことが困難 (法第 34 条の 2)	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか	
避難等によって地域住民 等に弾丸が到達するおそ れがない場合 (法第 34 条の 2)	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられてい るか (法第 34 条の 4)	
	地域住民の避難は行われたか (法第 34 条の 4)	
	広報 (広報車、かさいライフナビ等) は行われたか	
	通行の禁止・制限を行う場合は、加西警察署に通報 したか	
	鉄道を含む場合は、鉄道管理者との協議がされたか 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか (必要に応じて)	
	射線方向にバックストップはあるか *屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢 か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストッ プがあるか	
緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか *緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾 丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取り 扱いや、できる限り損壊すべきでない物件 (神社仏閣、 貴重品等) に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情 報等、やり取りに用いるジェスチャー等		
その他	緊急銃猟を実施する者は身分を示す証票を携帯し ているか (法第 34 条の 2)	
	土地に立ち入る者は、身分を示す証票を携帯してい るか (法第 34 条の 3)	
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか *スマートフォン等での撮影は、捕獲者の了解を得てい るか	

※5 人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲 (住居、学校、園、公園、公民館、道路、商業施設、事業所、農地、農業用倉庫、障害者福祉施設、高齢者関連施設、スポーツ関連施設、鉄道、自動車等)

【別添】

〈啓発チラシ〉



ツキノワグマ 出沒中

危険・立入禁止 CAUTION : DO NOT ENTER

CAUTION : DO NOT ENTER 危険・立入禁止 CAUTION : DO NOT ENTER

周辺地域でツキノワグマを対象に **銃器** を用いた **緊急銃猟** を実施することがあります

緊急銃猟とは、クマやイノシシ が人の生活圏に侵入した場合、一定の条件を満たしたときに、市町村が行う銃器を用いた捕獲等です。

緊急銃猟実施時における地域の皆さまへのお願い

- 1 現場周辺で通行禁止・制限を実施する予定です。安全のため、加西市職員からの指示により通行禁止・制限範囲内への立ち入りが禁止されることがあります。
- 2 緊急銃猟が終了し、安全が確認されましたら、放送等によってアナウンスを行う予定です。
- 3 安全が確認されるまでは、加西市職員からの指示に従い身の安全を確保してください。
- 4 特に、現場周辺に近づく、避難している場所から外出する行為は危険なためやめてください。



安全のため、ご協力をお願いします

緊急銃猟へのご理解とご協力をお願いいたします

緊急銃猟とは

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、市街地等において銃器を用いたツキノワグマの捕獲等を行うことを指します。以下の4つの条件が満たされた場合にのみ実施されます。

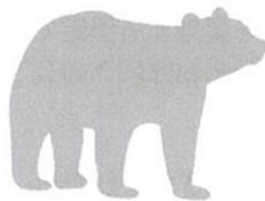
- ① ツキノワグマ、イノシシが人の日常生活圏へ侵入した場合
- ② 鳥獣による人への危害を防止するための緊急措置が必要
- ③ 銃猟以外の方法では捕獲等が困難
- ④ 銃猟によって人の生命・身体に危害が及ぶおそれがない



- 緊急銃猟実施時の通行制限に違反した場合、法律により罰則の対象となることがあります。
- 緊急銃猟は、銃器を使用しますが、地域の皆様の安全確保が確認できるまで、実施することはありません。
- 地域の皆様の安全を守るための措置ですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

もし出会ってしまったら

- ・まず落ち着く（大声を出さない、急に動かない）
- ・ツキノワグマから目線をそらさず（動物に背後を向けない）、ゆっくりとその場を離れる
- ・建物・車内へ避難する



もし襲われたら



- ・最初の一撃では人の急所である頭・首・お腹を守る
- ・引き倒されたら首元を守ってうつ伏せ

〒675-2395

問い合わせ先

兵庫県加西市北条町横尾1000番地
加西市役所産業部農政課 獣害対策担当
Mail nosei@city.kasai.lg.jp

TEL 0790-42-8718
FAX 0790-43-1802



イノシシ 出没中

CAUTION : DO NOT ENTER 危険・立入禁止 CAUTION : DO NOT ENTER 危険・立入

周辺地域でイノシシを対象に **銃器** を用いた **緊急銃猟** を実施することがあります

緊急銃猟とは、クマやイノシシが人の生活圏に侵入した場合、一定の条件を満たしたときに、市町村が行う銃器を用いた捕獲等です。

緊急銃猟実施時における地域の皆さまへのお願い

- 1 現場周辺で通行禁止・制限を実施する予定です。安全のため、加西市職員からの指示により通行禁止・制限範囲内への立ち入りが禁止されることがあります。
- 2 緊急銃猟が終了し、安全が確認されましたら、放送等によってアナウンスを行う予定です。
- 3 安全が確認されるまでは、加西市職員からの指示に従い身の安全を確保してください。
- 4 特に、現場周辺に近づく、避難している場所から外出する行為は危険なためやめてください。



安全のため、ご協力をお願いします

緊急銃猟へのご理解とご協力をお願いいたします

緊急銃猟とは

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、市街地等において銃器を用いたイノシシの捕獲等を行うことを指します。
以下の4つの条件が満たされた場合にのみ実施されます。

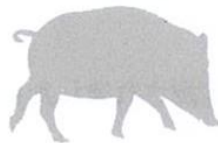
- ① ツキノワグマ、イノシシが人の日常生活圏へ侵入した場合
- ② 鳥獣による人への危害を防止するための緊急措置が必要
- ③ 銃猟以外の方法では捕獲等が困難
- ④ 銃猟によって人の生命・身体に危害が及ぶおそれがない



- 緊急銃猟実施時の通行制限に違反した場合、法律により罰則の対象となることがあります。
- 緊急銃猟は、銃器を使用しますが、地域の皆様の安全確保が確認できるまで、実施することはありません。
- 地域の皆様の安全を守るための措置ですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

もし出会ってしまったら

- ・まず落ち着く（大声を出さない、急に動かない）
- ・イノシシの場合には、可能な限り高い所に登る
※焦って背を向けて、走って逃げない！
- ・建物・車内へ避難する



もし襲われたら



- ・人の急所である頭・首・お腹を守る
- ・首元を守ってうつ伏せ

〒675-2395

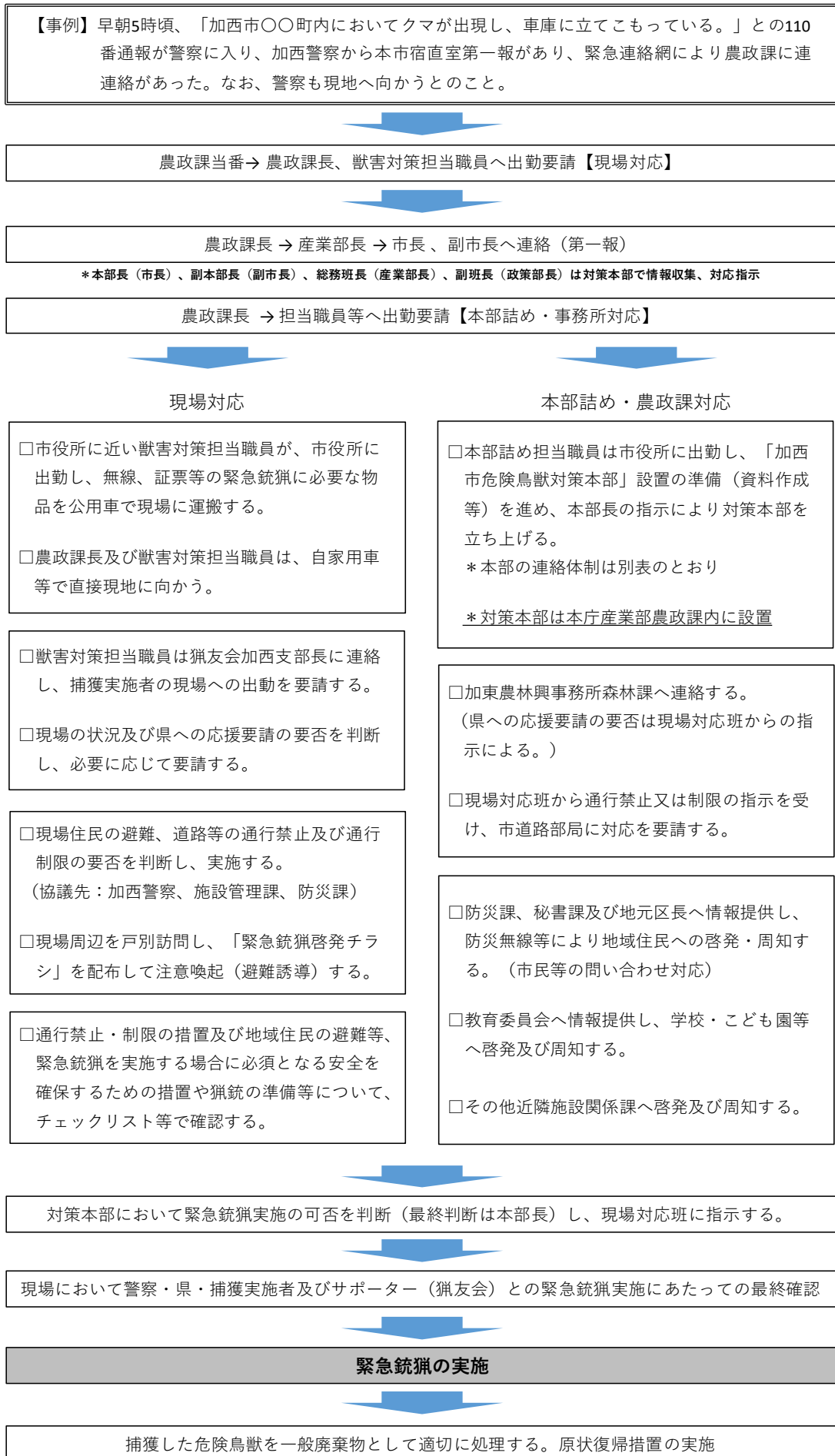
問い合わせ先

兵庫県加西市北条町横尾1000番地
加西市役所産業部農政課 獣害対策担当
Mail nosei@city.kasai.lg.jp

TEL 0790-42-8718

FAX 0790-43-1802

★ 危険鳥獣出現による「緊急銃猟」実施までの流れ【事例】



鳥獣保護管理法の一部改正【緊急銃猟関連（抜粋）】

	改正された条文	改正された政省令
(緊急銃猟) 第34条の2 第1項	市町村長は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物に侵入していること又は侵入するおそれ大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、かつ、第34条の4の規定による措置その他の措置を講ずることにより銃猟によって人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟を行うことができる。	(緊急銃猟を実施する者の要件) ア 次に掲げる銃器を使用することにより緊急銃猟を実施する者が、それぞれ次に定める狩猟免許を受けた者であること。 ・装薬銃 第一種銃猟免許 ・空気銃 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許 イ 過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること。 ウ 過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、危険鳥獣又はこれに類するものとして環境省令で定める鳥獣（ニホンジカ）の捕獲等をした経験を有する者であること。
第34条の2 第2項	市町村長は、緊急銃猟をしようとするときは、その職員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外の者に委託して緊急銃猟を実施させることができる。この場合において、市町村長は、緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施に当たり留意すべき事項その他の緊急銃猟の実施に関する事項をこれらの者に明らかにするものとする	エ 日出前又は日没後において緊急銃猟を建物内以外の住居等又はその付近において実施しようとするときは、その適正な実施のために必要な環境省令で定める射撃の技能（射撃場における五回以上の射撃において、ライフル銃は標的の中心から2.5cm、それ以外の銃は標的の中心から5.0cmに全て命中させる技能又はこれと同等の技能）を有し、かつ、その適正な実施に関する講習で環境省令で定めるものの課程（夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について5時間以上の講習）を修了した者であること。ただし、麻醉銃を使用して緊急銃猟を実施する場合は、ウの要件のみ求める。
第34条の2 第3項	市町村長は、緊急銃猟を実施させる場合には、 <u>狩猟免許を受けた者であることその他の適正に緊急銃猟を実施するために必要な経験、技能及び知識を有する者として政令で定める要件を備える者に緊急銃猟を実施させるものとする。</u>	

* 「緊急銃猟」を実施させる場合には、法第34条の2第3項の規定により、「狩猟免許を受けた者」であることに加え、「緊急銃猟を実施するために必要な経験、技能及び知識を有する者として政令で定める要件を備える者」でなければならない。しかしながら、現時点においては市職員で法令の要件を満たす者はいないため、猟友会の会員の中から要件を満たす適格者に委託することとし、「緊急銃猟」を実施させるために必要な法令で定める要件を備える者を別にリストアップする。

関係法令（抜粋）

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

（銃猟の制限）

第38条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。

2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第1項の許可を受けて麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等（以下「麻酔銃猟」という。）をする場合は、この限りでない。

3 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

○刑法（明治40年法律第45号）

（緊急避難）

第37条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

○警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）

（避難等の措置）

第4条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）

（所持の態様についての制限）

第10条 第4条又は第6条の規定による許可を受けた者は、それぞれ当該許可に係る用途に供する場合その他正当な理由がある場合を除いては、当該許可を受けた銃砲等又は刀剣類を携帯し、又は運搬してはならない。

2 第4条又は第6条の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲等を発射してはならない。

(1) 第4条第1項第1号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途（有害鳥獣駆除の用途にあっては、一般有害鳥獣駆除の用途に限る。）に供するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定によりこれらを使用して鳥獣の捕獲等をする場合。ただし、許可に係る猟銃がライフル銃である場合において、第5条の2第4項第1号ロに該当する者として当該ライフル銃の所持の許可を受けた者に対しては、事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。

加西市危険鳥獣対策本部設置要綱(案)

(目的)

第1条 加西市内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「法」という。)第2条第6項及び政令で規定する「危険鳥獣(ツキノワグマ及びイノシシ)」が市民の日常生活圏に出現し、市民の生命又は身体に危害を及ぼすおそれ大きいと判断される場合に、迅速かつ的確に対策を講じるため、加西市危険鳥獣対策本部(以下「市対策本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市対策本部の事務は次のとおりとする。

- (1) 法第34条の2第1項に規定する「緊急銃猟」実施の判断に関すること。
- (2) 法第34条の2第2項に規定する委託して緊急銃猟を実施させる者の選任、緊急銃猟を実施する場所及び緊急銃猟の実施に当たり留意すべき事項等の明示に関すること。
- (3) 法第34条の2第3項及び政令で規定する緊急銃猟を実施させる者の要件の確認に関すること。
- (4) 法第34条の3第1項に規定する緊急銃猟等のための土地の立入り等に関すること。
- (5) 法第34条の4第1項及び第2項に規定する市民の生命又は身体に対する危害を防止するために必要な措置に関すること。
- (6) 法第34条の5第1項及び第2項に規定する県知事に対する応援の要求等に関すること。
- (7) 市対策本部各班の事務分掌に関すること。
- (8) その他本部長が必要と認めた事項に関すること。

(組織等)

第3条 市対策本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、会議は本部長が招集する。

ただし、危険鳥獣の出現状況等を確認した職員から報告を受けた本部長が会議を招集するいとまがないと判断した場合は、会議を招集せず直接各班に対応を指示することができる。その場合の指示等対応内容については、総務班長から全本部員に伝達するものとする。

- 2 本部長は市長、副本部長は副市長とする。
- 3 本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。
- 4 副本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、総務班長がその職務を代理する。
- 5 組織体制は別表のとおりとし、各本部員が所管する組織で構成する担当班を設ける。
- 6 本部長は、必要があると認めるときは、専門知識を有する者及びその他関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 市対策本部の庶務は、総務班長の指揮の下、産業部農政課において処理する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

本部長	副本部長	本 部 員
市長	副市長	産業部長、政策部長、教育部長、建設部長、環境部長、学校教育課長、防災課長、施設管理課長、環境課長、こども未来課長、農政課長、

班	班長及び構成する組織		事 務 分 掌
総務班 (現場対応班)	班 長	産業部長	1 本部長命令の伝達に関する事。 2 市対策本部の設置及び廃止に関する事。 3 市対策本部の各班との連絡・調整に関する事。 4 猟友会、警察及び県関係機関との連絡・調整に関する事。 5 「緊急銃猟」実施の適否、実施させる者の選任及び要件の確認等に関する事。 6 銃・止め刺しによる殺処分又は捕獲した危険鳥獣の処分に関する事。 7 市民等への周知及び報道対応に関する事。 8 広報内容、発表資料作成等について、関係機関との調整に関する事。 9 危害が発生するおそれのある場所の通行禁止又は制限に関する事。 10 危害が発生するおそれのある地域の住民への避難指示に関する事。 11 対策に必要な物品等の調達に関する事。 12 原状回復措置の実施に関する事。 13 市対策本部に属さない関係各課への連絡が必要な際、該当する課への連絡に関する事。
	副班長	政策部長	
	構成する組織	農政課※ ¹ 防災課※ ¹ 施設管理課 秘書課	
教育機関等関係班	班 長	教育部長	1 学校関係者及び保護者への広報・啓発に関する事。 2 児童、生徒、園児等の安全確保に関する事。 3 広報・啓発資料の作成に関する事。
	副班長	①学校教育課長	
	構成する組織	学校教育課 教育総務課	
	副班長	②こども未来課長	
構成する組織	こども未来課		
個体処理班	班 長	農政課長	1 危険鳥獣の個体処理に関する事。
	副班長	農政課作業長	
	構成する組織	加西市クリーンセンター、遺骸処分委託事業者	

※¹ 農政課、防災課は、班長及び副班長の指示の下、市対策本部外関係部局との連絡調整業務を担う。

* 関係する部局の長への連絡・報告等については、必要に応じ各所属の本部員が行う。

緊急銃猟ガイドライン (簡易版)

緊急銃猟ガイドライン
付録資料3



本資料は、主な緊急銃猟の手順を簡潔に説明する資料です。

※詳細は緊急銃猟ガイドライン(令和7年7月、環境省作成)を参照して下さい。本資料中の「詳細:P●」はガイドラインの該当頁です。
※本資料では、都道府県知事への応援等、必要に応じ行う手順は紹介していません。こうした手続は上記ガイドラインを参照して下さい。

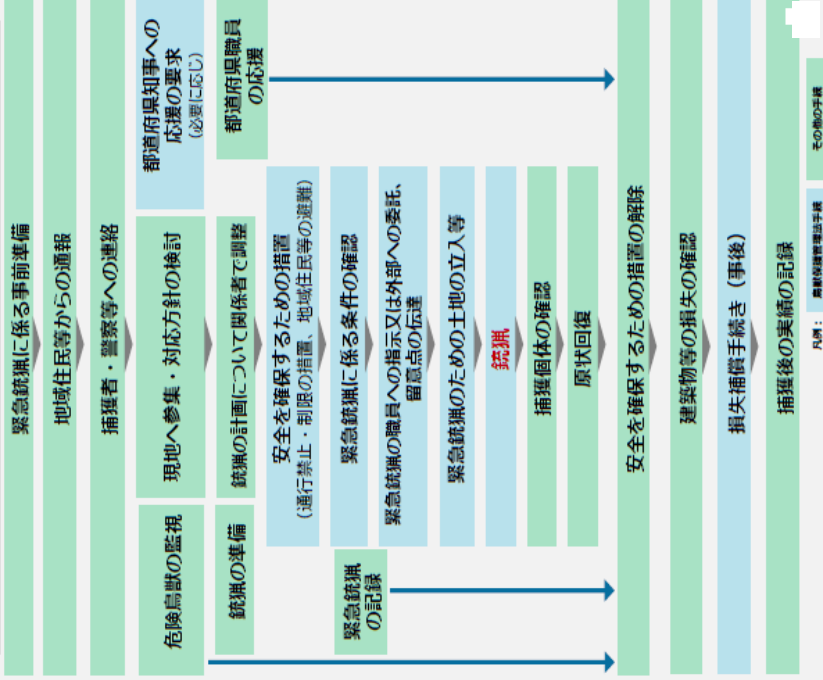
緊急銃猟とは

どのような時	鳥獣保護管理法に定める4つの条件全てを満たした場合に可能
どこで	人の日常生活圏であって安全確保が可能な場所 ※主にクマ等が建物に侵入している場合や農地や河川敷での実施が想定される。
誰が	実施の判断や安全確保を含め、市町村が行う そのうち、銃猟の実施行為は市町村職員以外の者への委託が可能。 ※発砲タイミング等は委託の範囲において銃猟の実施行為を担う者が判断。その場合の責任も市町村が負う。
何を以て	主にライフル銃、特定ライフル銃(サボットスラッグ弾使用)、散弾銃(スラッグ弾使用)及び麻醉銃
何を対象に	ヒクマ、ツキノグマ、イノシシ(イノシシは基本的に成獣に限る)
どうする	人に弾丸が当たらないよう安全確保をした上で銃猟が可能 ※許可申請は不要

緊急銃猟で可能となること(例)

- 人の日常生活圏における下記の銃猟
- ・安全確保が可能な場所(農地や河川敷等)での銃猟
 - ・クマが建物に侵入した場合の銃猟
 - ・夜間での銃猟
- ※緊急銃猟の条件を満たさない以下のような場合には、緊急銃猟は行えません。
- ・人の日常生活圏ではない場所である場合
 - ・人に銃弾が当たる恐れがある場合(例えば、人の往来が激しい中心街や住宅地では、建物に侵入している場合等でない限り、安全確保が困難である場合が多いと考えられます。)
 - ・逸走したクマ等の追跡時にクマ等に出会った場合の自衛のための銃猟等(安全確保を含め、緊急銃猟の手順を行う時間的な猶予がないため、緊急銃猟は行えません。)

緊急銃猟を実施する際の流れ ※詳細:P8



緊急銃猟を準備しておくこと



迅速かつ円滑に、安全を確保しながら的確に緊急銃猟を実施するためには、**事前の準備が必須**と言っても過言ではないほど重要です。緊急銃猟を行う可能性がある市町村は、**平時から準備を行うことが推奨**されます。

対応マニュアルの作成 ※詳細：P10

- ・対応体制、関係者リスト、連絡網、対応フロー等の情報をマニュアルとしてまとめます。

必要な人員・関係者の協力体制の確保 ※詳細：P12

- ・必要な役割を把握した上で、市町村内で必要な人員の確保、警察や都道府県、近隣市町村との協力体制の確保を行います。(必要な役割は右記表参照)
- ・緊急銃猟の権限は市町村長にあるため、必要に応じ、担当者に権限を委任します。
- ・緊急銃猟を実施可能な能力を有する捕獲者を特定しておきます。
※緊急銃猟を実施する者の要件はガイドラインP15参照。
- ・関係者についてはリスト化するとともに連絡網も作成します。

机上及び実地訓練・研修等の実施 ※詳細：P19

- ・実際にクマ等の出没対応にあたることを想定される関係者により、**机上及び実地訓練**を行います。

備品の確保 ※詳細：P24

- ・ヘルメット、盾、クマ撃退スプレー、連絡手段（無線機等）等の**装備を配備**するよう努めます。

保険の加入 ※詳細：P27

- ・**物損や人身事故に備え、あらかじめ保険に加入**することが推奨されます。
※対応マニュアルの作成、訓練の実施、備品の購入、保険料については、**環境省の指定管理鳥獣対策事業交付金及び特別交付税措置の支援対象**となっています。

役割	想定される対応者	内容
捕獲者	捕獲の技術を有する者	実際に緊急銃猟を実施する者（射手）。命中したとしても動きが止まらない可能性を想定し、複数名の射手がいることが好ましい。
捕獲者をサポートする者	捕獲の技術を有する者	射手とともに行動し、現場でサポートを行う。
緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の立ち回し	市町村職員	緊急銃猟の実施のために必要な判断、現場指揮を行う。また、射手とともに危険鳥獣の動きを追い、緊急銃猟を市町村職員に指示または市町村以外の者に委託を行う。
通行制限を行う者	市町村職員	道路等において、通行制限を行う。
住民への避難を呼びかける者	市町村職員	付近の住民へ避難を呼びかける。 ※「広報を行う者」と異なり、現場に出勤し、現場で住民への避難を呼びかける想定。
緊急銃猟の様子を記録する者	市町村職員	緊急銃猟の様子をビデオカメラ等で撮影して記録する。※捕獲者の了承を得ている場合のみ実施。
場所の管理者・地権者との調整を行う者	市町村職員	緊急銃猟や土地の立入の際に、場所の管理者・地権者（土地の立入を行う場合）と調整を行う。
広報を行う者	市町村職員	HPでの広報や、広報車での呼びかけを行う。 ※「住民への避難をよびかける者」と異なり、方法によっては、庁舎にいる職員により対応可能
原状回復を行う者	市町村職員	捕獲個体の処分を含む原状回復を行う。

緊急銃猟手順 1. 緊急銃猟に関する計画の調整

①捕獲等によりクマ等を当該地域から排除する必要があると判断した場合、その方法として緊急銃猟が選

択できるかを検討します。 ※詳細：P28

※ここでは、場所、緊急性、方法の条件を中心に、改正法の規定上の条件を満たす見込みが十分にあるか確認するに留まり、特に安全性の確保については、実際の条件の確認は現場にて行います。(手順3参照)

※実際の対応では、地域住民等からの通報を受けたら、まずは目撃者から聞き取りを行うとともに、住民に対する注意喚起を行います。

※関係者への連絡、現地への参集は、通報以降、適切なタイミングで行います。

緊急銃猟の4つの条件

観点	条件
場所	危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物に侵入していること又は侵入するおそれ大きいこと
緊急性	当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合
方法	銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難
安全性の確保	銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるとき

②クマ等の捕獲等の手段として緊急銃猟を選択する方向性が決定されたら、具体的に緊急銃猟の実施

に関する計画（緊急銃猟を実施する計画）を検討します。 ※詳細：P32

※書類としての計画ではなく、現場または現場近くにおいて、捕獲関係者（市町村、捕獲者）が地図を見ながら安全確保の方法等や発砲の向き等を相談する現実の計画の調整となります。

※計画は、以降の手順を参考に、詳細な役割分担や対応時の動き、配置を明確にして行います。

緊急銃猟手順 2. 安全確保

① 通行禁止・制限範囲を次の要領により決定します。※詳細：P36

○下記の緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため、危害が及びうる範囲に住民等が立ち入らないようにします。

緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害	考え方
人への弾丸の到達	<p>用いる銃器や弾丸の種類・性質、バックストップの性質等を踏まえ、射線方向と跳弾とを区別して検討します（手順3も参照）</p> <p>射線方向：原則として通行禁止・制限措置を必須とした上で、人がいない状態とします。 射線とする範囲はあらかじめ関係者で打ち合わせます。 ※捕獲者前方180°全てに人がいない状態を作らなければならないものではありません。</p> <p>跳弾：射手を中心に通行禁止・制限措置を講じますが、屋内退避等も許容される場合もあります。</p>
弾丸が引火物や爆発物に到達し、火災や爆発が生じることによって人の生命身体に及ぶ危害	<p>射線上から引火物や爆発物が外れるようにするとともに、危害が及びうる範囲に通行禁止・制限措置を講じます。※もとも、爆発等が生じるおそれがある中で、緊急銃猟が必要な状況は、非常に限定されると考えられます。</p>
被弾した危険鳥獣が興奮し、暴れることによる人の生命身体に及ぶ危害	<p>確実に捕獲できる見込みが低い場合には、逸走したクマ等に備え可能な限り広い範囲を危害が及びうる範囲として想定します。※捕獲の見込みが低く、通行禁止・制限措置も困難な場合には、緊急銃猟を実施しません。</p>

○屋外、屋内、夜間（日の出前、日没後）かどうかや、その場所の状況（住居等の状況やバックストップの状況を含む）等により個別に判断します。
。ガイドラインに掲載する事例のうち、実際の状況に近い事例を参考とします。

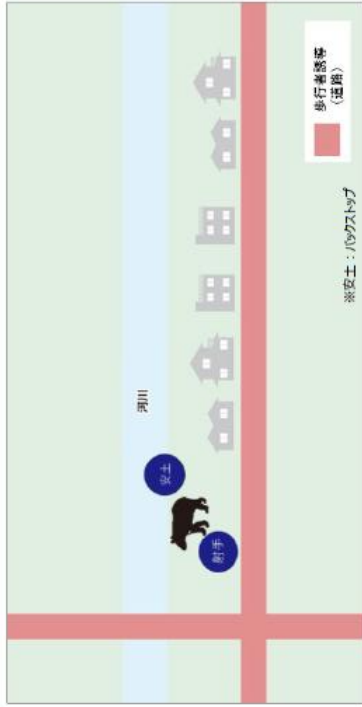
○実際に用いる銃器等の性能に係る情報や狩猟に係る知識・経験を有する捕獲者等の情報を踏まえて市町村が決定します。

② 通行禁止・制限の前に、当該場所の管理者等との調整・住民への周知を行います。※詳細：P45

※管轄の警察署への通報等を行います。また、ホームページ又はSNS等により通行制限を行う場所・期間・制限の内容等を周知します。

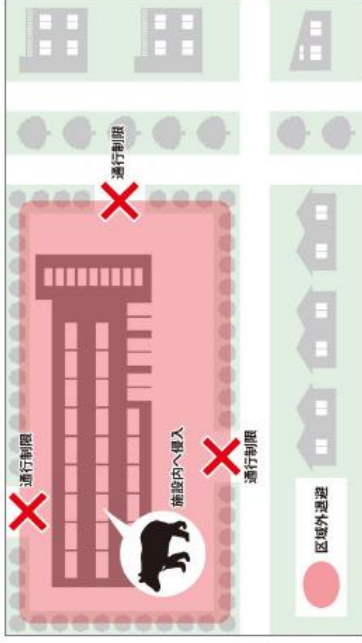
③ 通行禁止・制限の実施、住民の避難、捕獲関係者の配置・安全確保を行います。※詳細：P43、47

(参考) 安全確保措置の実施例



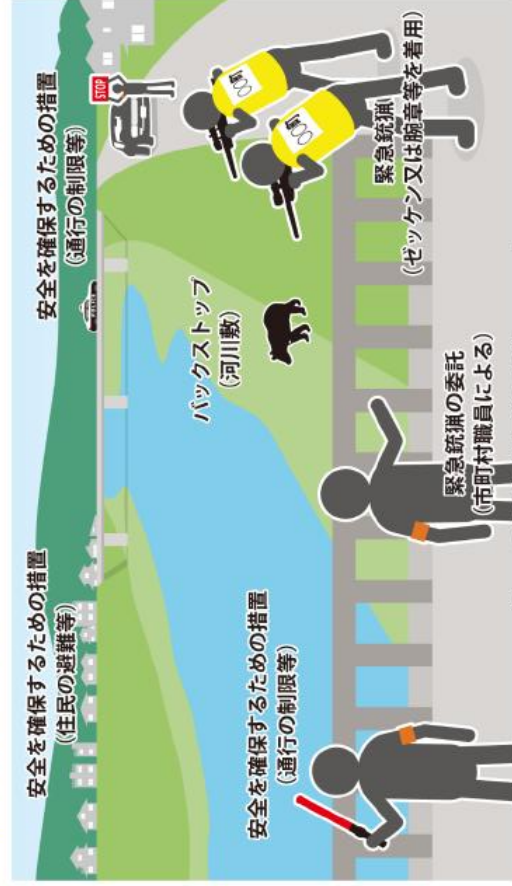
例1 河川敷のクマの銃猟

市街地に出没したクマに対応するために、河川敷において銃猟を実施。周辺の道路で歩行者誘導を実施し、クマの追跡後に発砲。



例2 建物内のクマの銃猟

施設内に入り込んだクマに対応するため、銃猟の際に、人の立ち退き後に施設及び駐車場を封鎖して対応。



例3 安全確保措置が実施されているイメージ

※緊急銃猟の参考事例はガイドラインに全12事例を紹介。P80参照。

緊急銃猟手順3. 緊急銃猟の条件の確認

緊急銃猟の条件（特に安全の確保に係る条件）を満たしているかを、チェックリストを用いて確認します。

※詳細：P51

銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれを排除するための観点は以下のとおり。

観点1 銃・弾丸の種類

- ・緊急銃猟を行う捕獲者が現に所有している銃と実包等しか緊急銃猟に用いることはできないため、捕獲者が自ら所有する中で適切な銃及び実包等を選択する必要がある。
- ・市町村が銃と実包等の基本的な特性を把握し、危険鳥獣、バックストップ、危険物、使用する実包等及び人の位置関係を踏まえて緊急銃猟の実施可否を判断する必要がある。

観点2 バックストップ（安土）と跳弾

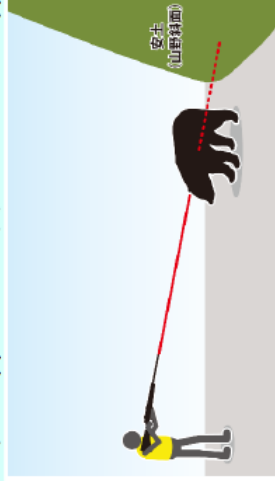
- ・従来から認識されていた山野斜面が河川敷への打ち下ろしに加え、それ以外の内容として、芝生、畑等の土、グラウンドのような柔らかいものでできた地形をバックストップとする
- ・跳弾のリスクを低減するため、バックストップと実包等が衝突する角度を可能な限り90度に近づけることとする。

観点3 その他の留意事項の確認

捕獲関係者等や危険物に注意する必要や、追跡にあたっての危険鳥獣の逸走に注意する必要がある。

観点4 視界の確保が困難な場合の注意点

- ・夜間の場合には照明器具を用いて射手の視界を確保する等の対応を行う。



屋外におけるバックストップの例
（バックストップと弾丸が衝突する角度を可能な限り90度に近づける）

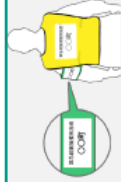


視界の確保が困難な場合の対応

緊急銃猟手順 4. 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託

① 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託を行うことができるか把握するため、チェックリストを用いて、法令等で定める要件を満たしているかを候補者に確認します。※詳細：P66

② 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託を行います。
その際、証票を受け渡すとともに、留意点を伝達します。※詳細：P69



証票は、市町村名が分かれば、既存のゼッケンや腕章でも可。

確認事項	
法令で定める事項 (必須項目)	<p>要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一種銃猟免許を所持している¹⁾ <ul style="list-style-type: none"> ※ 銃撃銃を使用する場合（麻酔銃は除く） 第二種銃猟免許を所持している²⁾ <ul style="list-style-type: none"> ※ 空気銃を使用する場合（麻酔銃は除く） <p>過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること（麻酔銃は除く）</p> <p>過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある³⁾</p>
その他市町村の判断により任意で記載する事項	<p>対象となる危険鳥獣の捕獲に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象となる危険鳥獣の捕獲に關与したことがある⁴⁾ ※ 必須の要件「過去3年以内にクマ、イノシシ又はニホンジカを仕留めた経験がある」では、例え、ツキノワグマを捕獲しようとする際に、ニホンジカ捕獲経験をもちていれば足りるが、ここでは、実際に捕獲しようとする危険鳥獣の種類と同じ大型獣を捕獲している実績を市町村が把握に設定する追加的な要件において捕獲者に求めようとするもの⁵⁾ <p>対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している⁶⁾</p> <p>※ 緊急銃猟に、市町村担当から対象となる危険鳥獣についてレクチャーを受けたいこと⁷⁾</p>
<p>年月日</p> <p>名前</p>	

緊急銃猟を実施する者のチェックリスト（例）

市町村の責任範囲

緊急銃猟 緊急銃猟のための土地の立入等

- 市町村長は、留意点として
 - ✓ 緊急銃猟を実施する場所
 - ✓ 緊急銃猟の実施に当たり留意すべき事項
 - ✓ その他の緊急銃猟の実施に関する事項
- を委託者に明らかにする
⇒ 市町村長の意思と捕獲者の認識との間に齟齬がないよう、できる限り事前に意思疎通を図る

銃猟行為 = 捕獲者の裁量範囲

- ・使用する銃種
 - ・射撃する角度
 - ・射撃するタイミング
- ※使用する銃種の性質、対象獣の知識等を考慮。的確かつ迅速に対応するため銃猟の技能を有する者の専門性に委ねる必要。

安全確保措置

都道府県知事に
対する応援の要求等

損失の補償

緊急銃猟手順 5. 緊急銃猟の実施、実施後の対応

① 捕獲者が緊急銃猟を実施します。 ※詳細：P73

※発射タイミング等は、指示または委託の範囲内において、捕獲者に裁量があるものの、市町村の役割は全く無くなるわけではなく、安全確保措置が引き続き講じられているかの確認、中止の判断等、緊急銃猟の記録を行います。

② 現状回復、安全を確保する措置の解除、損失確認を行います。 ※詳細：P75

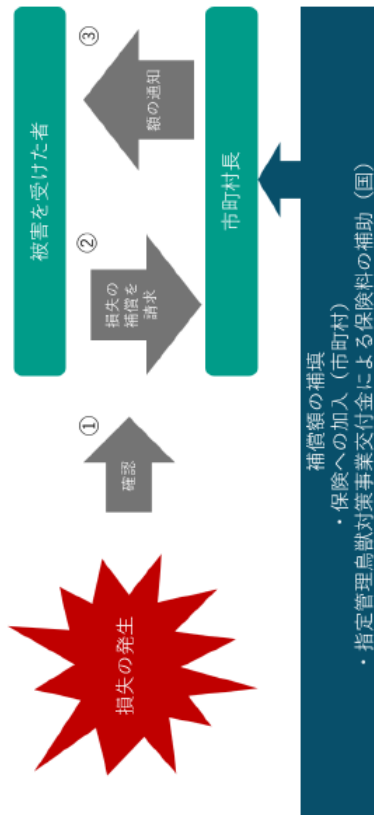
③ 必要な場合には、損失補償手続を行います。 ※詳細：P76

※補償の対象は、

- ・発射された弾丸が着弾し、建物、乗物等が損壊されることにより生じる損失（銃猟の結果、クマ等が暴れたことにより生じる損壊を含む）
- ・建物、乗物等が損壊されていないければ、これらの物件の運用により得られた利益
- ・緊急銃猟の実施行為そのものではないが、法第34条の3第1項の規定により他人の土地に立ち入り、又は障害物を除去することによって発生し得る損失を想定しています。



損失のイメージ



損失補償の流れ